

# 願いから動きへ

2016.11.10  
45

## 人間は何のために生きるのか

ハンセン病問題から聞き続けていく

ハンセン病療養所を訪問した時、入所者の方々からたびたび言われることは、「私たちのことを、より多くの人々に伝えて欲しい」「この様な過ちを二度と繰り返して欲しくない」ということです。本誌では、そのような願いを様々な言葉として受けとめながら発信し、そしてその「過ち」とは何であったのか学んでまいりました。その過ちの根底にあつたのは、私たちが同じ人間を「国の恥」と見てしまい、排除してしまうということでした。またハンセン病問題から問われることは、世界では多様な人々が生活し、現在の社会に至る歴史や環境の中で様々な問



2016年10月14日、詰めかけた報道陣を前に初公判に臨む思いを語る原告ら（熊本地裁前）

題を抱えていますが、これらの状況をひとくくりにして見てしまっていいのか、自分には関係のないこととしてしまっていいのか、ということです。その様な世界の中で、一人ひとりが「念仏」の教えに生きるはどういうことなのか、本誌ではあらためてハンセン病問題を通して学び、様々な声を発信いたします。職場や家庭で、またお寺でご門徒と語り合える場の一助になることを願いとしています。

去る10月14日、熊本地裁でハンセン病「家族訴訟」がはじまりました。ハンセン病問題に苦しんだ家族が法廷という場で、辛く悲しい時間と家族の絆を取り戻そうと声を上げています。それは私たちの人間にに対する眼差しや、人間として大切なこと、同じ様な過ちを今の社会の中で繰り返していないかと聞いかける声として聞こえます。人間は何のために生きるのか、その問いに終わりがない様に、今後もハンセン病問題から発せられる一人ひとりの声を聞き続けていきたいと思います。

New!

### \* 座談の視点 \*

『願いから動きへ ネットワークニュース』では、この号から同朋の会などの座談で活用いただけるよう、「座談の視点」のコーナーを設けます。

#### 信心の課題としてのハンセン病問題

その間私たち大谷派は「ハンセン病に関する謝罪声明」の表明、国への「らい予防法廃止にかかる要望書」の提出、性を厳しく問うた「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」勝訴判決から15年の月日が流れました。

この欄が、「人権・平等」「非戦・平和」「環境問題」などを問うことと「本願」を課題とすることに違いがあるのか、「浄土を願う」とことと現代社会に真向かうことは結びつかないのか、など、話し合いのきっかけになればと思います。

本誌では、今回から2回にわたって「ハンセン病問題とともに考える—宗教が果たした役割とは」を連載します。隔離政策において宗教が果たしてきた役割はどうなものであったのか、大谷派の歩みを通してたずねます。また、今年の春にハンセン病回復者の家族の方たちが提訴した「家族訴訟」についても、原告のおひとりに執筆いただきました。

真宗大谷派が、なぜハンセン病問題をはじめとする社会の課題を信心の課題として受け止め、取り組むのでしょうか。ネットワークニュースでは、皆さんとともに考えていく

## ハンセン病問題をともに考える

宗教が果たした役割とは

# ハンセン病隔離政策と 大谷派教団

日本のハンセン病隔離政策において、宗教が果たした役割はどういうものであったのか、私たちの宗門が歩んできた歴史を、読者の皆さんとともに学んでいきたいと思います。

ハンセン病隔離政策における大谷派教団の活動の実際と、その根底に流れる「宗教的救癒意識」による教化の質について、今回と次回の二度に分けて概観していきたいと思います。

まず、隔離政策の中での大谷派教団の活動ですが、大きく二つの事柄に分けることができると思います。一つは、言うまでもなく、ハンセン病療養所における「慰安教化」活動、そしてもう一つが隔離政策に協力する「世論喚起」活動です。

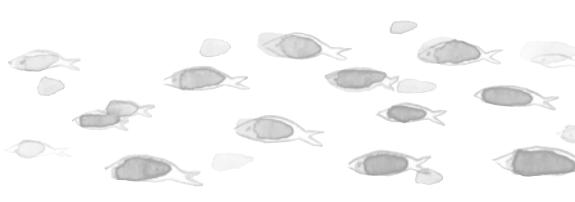
まず「慰安教化」について見ていきたいと思います。

国立の癪病患者収容所は此程東京府下に新設せられた事なるが、世に最も憐れむべき境遇に在る此等の患者に対し、如來の慈光に浴せしめ、慰安を与ふるの必要を認め、当局者より本山へ交渉ありしかば東京養育院蓮岡教師は、献身進んでこれが担当する事となりた

り、彼の天平の頃、光明皇后の垂救の慈懷の事など偲ばれて尊し。  
(『宗報』1910年2月号)

これは、宗派の機関誌『宗報』に掲載された「癪病院患者の慰安」と題する一文です。短い記事の中に、国策に呼応して大谷派の活動が始まつたこと、「救癒」という意識に直結する世に最も憐れむべきものというハンセン病患者へのまなざし、活動の中身を表す「慰安を与ふるの必要」という言葉、さらには皇恩の強調というように、その後長く続く大谷派におけるハンセン病療養所との関わりの性格が端的に表れています。

その「慰安教化」活動も、国による隔離政策の変遷と密接に連関しながら、変化を見せていきます。「癪予防二閑スル件」(1907年制定)の時代、精力的にハンセン病療養所と関わりをもつのが、先の記事に登場する蓮岡法麟氏のあとをついで、全生病院教誨を担つた本多慧孝氏です





癩絶滅小ポスター

が、「徹頭徹尾、絶対の信仰に依つて安住せしめねばならぬ。(略) 仮令、穢身は一廓に檻禁されて居ても、靈は光明ある宇宙の法界涯に逍遙して法喜悦予窮り」という言葉を残しています。隔離の苦しみの中で、安らぎをどう得るのかということを、どこまでも宗教的境地の獲得に求めていることがわかります。

もちろんこのことは、隔離の受容という問題、宗教的救済とはいかなるものなのかという大きな課題をはらむのですが、「癩予防法」(1931年制定)の時代になると、大谷派の活動も、それまでは数人の特別な人にゆだねられていたものが、大谷智子裏方を総裁とする真宗大谷派光明会が結成され、組織的活動となつていきます。それにともない、慰安の中身として、これまでの「宗教的救癩」ということの中に、国家や社会の犠牲になることの価値が加味され、強調されていきます。「癩絶滅のため皇國のため、人類の幸福のため、雄々しくもたゞひとり療養所の門をた、たけば、(略) 血統は永遠に清められ、九族は一層にさかえるのである」(『癩絶滅と大谷派光明会』)といふ武内了温氏の言葉は、そのことを如実に表しています。一口で「慰安教化」「国策への協力」といっても、国策の展開により、「慰安教化」の中身も変遷していくことに、戦後の「らい予防法」(『癩予防法』を1953年に改定)の時代のそれも含め、注目していかなければならぬと感じています。

次に、隔離政策推進のための「世論喚起」ですが、これは別の言葉で言うなら、「無らい県運動」への協力です。その推進役を担つたのも、さきの大谷派光明会でした。

光明会は、会則において「真宗ノ精神ニ依リ癩絶滅ヲ促進スル」ことをうたい、そのために「一般的啓蒙並同情ノ喚起」「患者及家族ノ慰安教化並救護医療紹介」「絶対隔離政策ノ促進」などを行うことを定めていますが、世論喚起の具体的活動としては、「同情金」の募集、啓発記事の『真宗』誌掲載、リーフレットの作成、「癩絶滅小ポスター」の派内全寺院への掲示要請など、活発な動きをおこなっています。「隔離推進」と「同情慰安」という光明会の理念を掲げた「同情金」の募集では、寄付者の名前と金額が毎月『真宗』誌上に公表され、募集期間と定められたわずか3か月の間に、全国の二千ヶ寺近い大谷派寺院が呼びかけに応じています。また東本願寺近隣にも寄付を呼びかけたようで、門前の商店や、大丸、高島屋といった百貨店などからも寄付が寄せられています。これらの活動も、世論喚起に大きな役割を果たしたと考えてよいのではないでしょう。

最後に余話をひとつ。大谷派光明会も、国策との連動のなかで癩足したものですが、癩足に向けての準備中に、当時の安達謙蔵内務大臣が訪れ「第一案としては癩療養所を設けてほしいといふこと、第二案としては本派五百万といふ信徒に対し患者が社会衛生の為に自ら進んで入院する心意を起させるやうに布教等の場合に宣伝してもらひたい」とことを要請したと『中外日報』が伝えています。国が宗教団体に求めたものはなんであつたのか、それにどう大谷派は応えようとしたのか、次回で少しく述べてみたいと思います。

## 療養所のいま

全国に13ある国立療養所。入所者の平均年齢は84歳を超え、入所者の暮らしも療養所の姿も大きく変わろうとしています。今号では、駿河療養所、大島青松園、菊池恵楓園、星塚敬愛園の現状や課題などをご報告します。いまの療養所の様子を知り、これからどのような取り組みが必要なのか、皆さんと一緒に考えていただきたいと思います。

駿河療養所

頂上から裾野まで何一つ遮るもの  
ない雄大な富士山を眼前にする駿河療  
養所。1945年に最後となる国立ハ  
ンセン病療養所として開所した。  
1956年には471名だった入所者  
が現在は32名、最高齢105歳、最年

少66歳、平均年齢は84・1歳である。駿河の将来構想は具体的には進んでいないのが実情だ。以下の課題を自治会の小鹿美佐雄会長にズバリ聞いた。「将来構想の見通しはつかない。しかし課題としてハッキリしているのは、将来の事ではなくて、今現在の医療看護を絶対に守ること。入所者の希望を残り時間がある内に可能な限り実現させたい」。こうキッパリと話される言外に、入所者の切実な願いと自治会長として



## 富士山を望む春の駿河療養所

駿河療養所では2015年秋から一般患者の入院・保険診療が始まり、地域の紹介患者も受け入れている。

「はしたくない」——駿河はそんな「今」を迎えていた。私達は療養所がどんな今を迎えていたか、明確に意識すべきだ。今こそ傍観はやめ、何ができるか考えよう。今度こそ決して諦めさせてはいけない、と誓いたい。

花見に続いて、2017年5月には、ハンセン病市民学会が大島でも開催されます。ぜひ大島の将来と一緒に考えたいと思います。

「ハンセン懇」第4連絡会委員 岡 学  
市にどのような働きかけをすればよい  
かを考えています。

県立屋島少年自然の家の分室を国と県  
が協力して作る。また、国と民間との  
第3セクターでリハビリセンターを作  
る。素人考えですが、国的人的・物的  
資産を有効活用することができないか  
という思いです。そのために国・県・  
市にどのような働きかけをすればよい  
かを考えています。

医師、診療科目の不足は外部医療機関との提携等で補っている。一方で、入所者はハンセン病の後遺症に加え高齢化が進んでいるため、介護や看護に人手が必要となり、結果として、生活・福祉面の支援体制が手薄となつてい る。

職員からある入所者の言葉を聞いた。「故郷の味を一口でいいから、店に入れなくていいから、食べてから死にたい」。入所者の希望を叶えたいと、家族代わりになつて職員達は苦慮する

今、大島青松園では「社会交流会館」を建設中です。新センターに引っ越し、空き家になつた2センターの一部をリフォームしています。個室8部屋の宿泊スペース、カフェスペース、会議ができる多目的スペース、そして、図書などの展示スペースが2016年秋に完成予定です。大島会館のすぐ隣にありますため、イベントの際にも活用できるのではと期待しています。



大島会館（手前）と建設が進む社会交流館（奥）

は突然の計報をお聞きすることが多くなりました。また、お元気であつた方も高松へ出かける時は、車いすで介護員さんと一緒に姿を見ることが多くなりました。将来のことが本当に心配になります。

ほとんどの入所者が、第2の故郷として大島で過ごしたいと希望されていることを一番に考え、将来、大島を決して無人島にしない施策を早急に考えるべきだと思います。例えば、人権学習の場として、対岸の屋島にある県立屋島少年自然の家の分室を国と県が協力して作る。また、国と民間との資産を有効活用することができないかという思いです。そのために国・県・市にどのような働きかけをすればよいかを考えています。

「ハンセン懇」第4連絡会委員 岡 学  
市にどのような働きかけをすればよい  
かを考えています。

県立屋島少年自然の家の分室を国と県  
が協力して作る。また、国と民間との  
第3セクターでリハビリセンターを作  
る。素人考えですが、国的人的・物的  
資産を有効活用することができないか  
という思いです。そのために国・県・  
市にどのような働きかけをすればよい  
かを考えています。

花見に続いて、2017年5月には、ハンセン病市民学会が大島でも開催されます。ぜひ大島の将来と一緒に考えたいと思います。

「ハンセン懇」第4連絡会委員 岡 学  
市にどのような働きかけをすればよい  
かを考えています。

県立屋島少年自然の家の分室を国と県  
が協力して作る。また、国と民間との  
第3セクターでリハビリセンターを作  
る。素人考えですが、国的人的・物的  
資産を有効活用することができないか  
という思いです。そのために国・県・  
市にどのような働きかけをすればよい  
かを考えています。

## 菊池恵楓園

2016年4月14日夜と16日未明の2度にわたり、震度7を超える地震が熊本を襲った。菊池恵楓園も大きく揺れ、納骨堂の骨壺が棚から落ちて割れたり、初代園長の石碑が倒壊したり、監禁室等の古い建物の屋根瓦が一部落ちるなどの被害が出た。幸い入所の方が怪我をしたり、住まいが壊れたりする被害は無かった。

特に納骨堂での、床に落ちた遺骨を

骨壺に納めなおす作業は、思いのほか時間を要し、お盆直前の8月12日によくやく完了し、入所者の方や園の職員によつて法要が執り行われたそうだ。私は、9月14日に勤まつた久留米教区主催の秋季彼岸会でおまいりすることができた。納骨堂に入ると、骨壺が棚から滑り落ちないように布製の箱に覆われて整然と収められていた。療養所で過ごしたお一人おひとりの遺骨が大切に納骨されているのを見て、入所者の方たちの納骨堂への思いの大きさ、またその思いを受け止めて、丁寧に收骨作業をした職員に対して頭が下がる思ひだつた。

以前、自治会の志村康会長が、「悲惨な歴史を繰り返さぬために遺骨や納骨堂を永遠に守り抜くという使命がある。大谷派の人たちも是非、この納骨堂が忘れ去られないようにおまいりし続けてもらいたい」と話された言葉が思い出される。恵楓園も空き家が取

り壊され、荒れ地のようになつている場所が目立つようになつてき



地震から半年。静かなたたずまいを見せる納骨堂

## 星塚敬愛園

私の住む寺の境内に高さ5メートルを超える「やまもみじ」の木がある。星塚敬愛園在住の上野政行さん宅の庭にあつたものを移植したものだ。

上野さんとのお付き合いは20年に近い。お付き合いが始まつた頃、ご門徒・有縁の方たちに「上野さんの人生」を語つていただいた。後日その時のことを「私の社会復帰の始めであつた」と語っていた。数年後、上野さんは、

ハンセン病と共に生きた最愛の伴侶、則子さんを浄土に送つた。敬愛園にある真宗寺院の星塚寺同愛会の御同行であつた。「ここ（療養所内の上野邸）が則子との終の棲家やつでねえ」と、

たちが、受けてきた差別に対して勇気を持つて立ち上がられたことは、とても大きなことである。「らい予防法」が則子との終の棲家やつでねえ」と、やさしく則子さんに語りかけていたのを、私はたびたび聞いた。

療養所では、結婚に際し多くの男性が断種を強要され、女性は妊娠が発覚すると強制墮胎させられた。「黒髪の可愛らしい赤子だった」という証言もある。ある人は、生まれることのなかつたわが子の代わりに可愛らしい人形を求め、ある人は幼子の衣類を求めた。

ずねて、そこで人に出遇い続けていくことが私にできることだと思う。ハンセン病回復者の家族による「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟が熊本地裁で起こされ、2016年10月14日に第1回公判が開かれた。家族の方たちが、受けてきた差別に対し勇気を持って立ち上がられたことは、とても大きなことである。「らい予防法」廃止後も消えない差別によって、故郷や家族とのつながりを諦めざるをえないがりを回復するための大きな一步になるに違ひない。



上野さんご夫妻が育てた  
やまもみじ

上野さん夫  
妻は「樹木」  
にわが子の  
成長を託し  
た。  
則子さん  
の死後、上  
野さんは終

の棲家と誓つた家とその庭を離れ「管理棟」に居住することになった。40年慣れ親しんだ上野邸が解体、整地されるのに10日もかからなかつた。引っ越し前、「寺本さん、樹を貰ってくれんな」と言われ、「やまもみじ」は寺に来たことになつた。「やまもみじ」もまた「ふるさと」を追われ、遠く離れた寺の境内で、第二の人生を生きている。「やまもみじ」が語りかけてくる歴史も、「らい予防法」強制隔離政策の象徴なのである。

上野さんは、1989年の「らい予防法違憲国賠訴訟」提訴の折、「人生被害」の過酷さと、「らい予防法」の過ち、そしてそのただ中を「人間の誇り」を失わず生きた証を短歌で表現し、国と社会とそこに生きる私たちを告発した。上野さんの歌を紹介したい。

田草取るさなかを吾は強ひら  
て此の療園に収容されき

18歳だった上野さんは今年5月に93歳を迎えた。短歌とその余白を通して、上野さんの93年の「人生」を想像することは可能か、私たちに問われている。

鹿児島教区 寺本是精

2016年4月、上野さんは歌集『川の瀬の音』を発刊。ぜひ、ご一読ください。

(上巻セット2500円+送料350円)  
問い合わせ・ヒューマンライツふくおか  
☎ 080-2799-00082

# 家族は帰りを待つでいるよ！

――家族提訴にふみきつた思い――

ハンセン病家族訴訟原告団副団長 黄 光男ファン グアンナム

国ハンセン病隔離政策――。患者だけでなく家族も深刻な被害を受けてきました。その家族らが国に謝罪と損害賠償を求めた集団訴訟の初公判が、10月14日に熊本地裁で開かれ、41の傍聴席を求めて200名を超える人が列を作りました。声を上げることができない家族も多い中、訴訟の前面に立ち闘つていくことを決意した原告団副団長の黄光男さんに、生い立ち、「家族への思い、提訴に踏み切った動機などを」執筆いただきました。(編集)



熊本地裁に向かう原告団と弁護団。前列中央が黄光男さん、その隣に原告団長の林力さん(2016年2月15日)

セン病の出会いだつた。なぜ声をひそめるのか。これを敏感に感じた9歳の少年は、「この病気は誰にも言つてはいけない」と心に固く決めてしまつたのだ。高校卒業後尼崎市役所で働きだした以降もこの姿勢は変わらなかつた。

## ◆妻の追及

1982年、同じ在日同胞と結婚したが、彼女にも母の病気のことが言えなかつた。結婚3年目の夜、妻が突然私を追及した。母が妻に「長生きしてもしやあない」「生きててもしやあない」と愚痴を言うので、その理由を問いただしてきたのだ。ハンセン病のことを全部話すと、妻は突然の話でびっくりしたもの、それで母の気持ちが理解できたといふ。妻の嬉しい反応だつた。

## ◆家族裁判の意味

家族裁判の原告になるきっかけは、ハンセン病遺族・家族の会「れんげ草の会」である。熊本での交流会に参加することで大勢の家族が同じ思いで苦しんでいることがわかつた。今回の家族裁判では、そんな家族の被害の全容を明らかにしたい。隔離政策の被害の責任は実は市民一人ひとりにある。自治体の職員や市民が一体となつた「無らい県運動」により患者と家族を社会から追いやつた。熊本地裁判では国は謝罪したが、市民一人ひとりの加害責任を問うのがこの裁判の意義である。そして、この裁判を通して家族と元患者の断絶した関係が回復され、堂々と故郷を訪れるができるようになつた。そして、遺骨がふるさとに帰られるようになることがこの裁判のもう一つの意義である。この裁判には非勝つて国の謝罪の言葉を聞き、「もう故郷に帰つて来ていいんだよ。家族はあなたが帰るのを待つてゐるよ」と宣言したい。

## ◆入所勧奨を受けた母

私の家族6人は大阪府吹田市で貧乏ながら仲睦まじく暮らしていた。私が生まれた頃、母はハンセン病と診断され、大阪府の職員に執拗に入所勧奨を受けていた。しかし、母は、二人の姉と兄(その後死亡)と私の4人の子どもの育児を理由に入所を拒否していた。昨年、大阪府への情報公開請求により

## ◆突然あらわれた家族

私が9歳の時、家族は社会復帰し、家族5人で尼崎で暮らすことになつた。私にとっては、初めて会つた両親と姉たちだつた。母はいつも薬を飲んでいたので、ある日母親と二人きりになつた時、私は母に「何の病氣?」と聞いたのである。すると母は声をひそめて「らい病」と言つた。これが私とハン

\* 第2回公判は12月26日(月)、第3回公判は2017年3月3日(金)。いずれも午後2時開廷です。「ハンセン懇」では傍聴支援を続けていきます。ともに支援の輪を広げていきましょう!!

# 世のいのりにこころいれて

(親鸞聖人の言葉『御消息集』真宗聖典 568 頁)

世に満ちている「人間でありたい」「本当に生きたい」という人々のいのりを、ちゃんと聞きながら…

## 陶芸がつなぐ交流

松丘保養園の木村龍一さんが、8月2日、夫婦で邑久光明園の納涼祭に参加し、光明園入所者の方と陶芸をご縁とした交流をされました。4月の全国交流集会で交流の時間を持つことを楽しみにしながらも、急なけがで断念せざるを得なかった木村さん。念願だった、療養所を超えた交流がいよいよ始まります。

### どうして光明園・愛生園に訪問されたのですか。

私自身陶芸をしていますし、光明園の納涼祭には陶芸の即売会があると聞き、見てみたいと思い、陶芸を通じて交流できればと考えて行ってきました。

### 訪問はいかがだったでしょうか。

ただ物を作るだけでなく、外の人との交流を大事にしていることが感じられました。治療の一環・機能訓練として陶芸をされていることもわかりました。ただ、今回は園の外に宿をとっていたので時間の関係でゆっくり交流が出来なかつたのが残念でした。



自室でくつろぐ  
木村龍一さん

### 園の方とはどんな交流をされたのですか。

即売会の準備などを手伝いました。やはり忙しそうでしたが、みなさん和気あいあいと作っておられるのがわかりました。ただ、具体的にこれからの交流のことを話すところまではいきませんでした。



木村さん手作りのカップ。  
持ち手が大きく使いやすい

### 交流をして感じたことはありますか。

実は一緒に何か作品を作りたいと思っています。ただ、あと10年早かったらなぁということもお話の中ありました。機会があればそのような交流が出来ればと思っています。

### 交流はこれからですね。

今回はいいきっかけが出来ました。直接行って直接話ができるのがよかったです。行ってよかったというものが本音です。愛生園では大谷派の方がされている保養で、陶芸の時間があると聞きました。自分もそこで何か手伝えればと思いました。

### 最後に一言お願いします。

陶芸をきっかけにして私自身交流の場に出るようになりました。松丘保養園にも以前陶芸クラブがありました。邑久光明園の即売会のように、参考に出来るところは参考にして外との交流ももっと出来ると思いました。

木村さんの「直接行って直接話が出来た」という言葉から、高齢化によって直接の交流が限られてきていましたが感じられました。しかし、木村さんの陶芸を通しての交流は始まったばかりです。これからも交流が続いていくようお手伝いが出来ればと思っています。

聞き手 「ハンセン懇」広報部会  
本間義敦





## 私の一枚

菊池恵楓園入所者自治会会長

志村 康



1歳4か月の志村康さん（右）

今号から、思い出の写真とともにご自身の歩みを振り返っています。第1回目は、菊池恵楓園入所者自治会会長の志村康さんに、ふるさとの風景をとおして、幼い頃の思い出やご両親への思いなどを綴っていただきました。

第1回目は、菊池恵楓園入所者自治会会長の志村康さんに、ふるさとの風景をとおして、幼い頃の思い出やご両親への思いなどを綴っていただきました。

私は1933年1月23日、佐賀県の生まれです。この写真には、昭和9年5月17日、2歳と記載されていますが、現代風に言えば1歳4ヶ月ということがあります。したがいまして私の記憶には何も残ってはおりませんが、撮影してくれたのは父の姉婿だったと、今も健在の母親が教えてくれました。

佐賀線廃止後の今も筑後川河口に残る昇開橋をご覧いただいていると思いますが、私が2歳の時に父が昇開橋運転所に勤務しておりまして、当時は列車が通過後に帆船が通過するときは線路ごと上昇させておりました。

私が2歳半の時に父親が抱いて、上昇する線路に連れて行つてくれたのですが、怖くて泣いた記憶が残っております。

姉婿は旧国鉄の職員であり趣味で写真を撮っていたようです。父の姉婿の勧めがあつて私の父も鉄道員となり、私は長男として生まれました。

佐賀県や福岡県の方は、旧国鉄の力でうまくつて玩具代わり

にくれたのですが、カニに挟まれて大泣きしたことを覚えております。

私の記憶の始まりは赤い爪の力二と、昇開橋の線路が昇ったときの恐怖と、写真でかぶっているお気に入りの帽子が強風に飛ばされ海水に落ちた、この3つが重なって記憶されているのかもしれません。

2歳半の記憶の後は6歳まで消えています。父は転勤があり母親の里に小学2年までいました。その後は市町村合併で唐津市浜玉町に地名が変更されてますが、当時の浜崎小学校で2年間を過ごしました。私が浜崎小学校出身といふことで、地元の浜玉中学2年生は人権学習の一環として、毎年恵楓園と熊本県水俣市で学習を行っています。

官舎ができる間は借家住まいでした。炊事のためのガスなどはなく、虹ノ松原（唐津湾沿岸に広がる松原）へ、松かさ、拾いに行けば、すぐに籠いっぱいになりました。

父が亡くなつて30年。母は102歳で長崎の妹夫婦と暮らしており、親より先に死んでならないという願いに応えられるであろうか。

## あとがき

先日、国立ハンセン病資料館に行きました。そこで驚いたのです。「救らいの父」と呼ばれ、国の隔離政策を推し進めた光田健輔氏は多くの患者さんに慕われたとあります。私の想像と全く違ったのです。一

体、光田氏はどんな人だったのでしょうか。

「人間は、正義の名を自分にかかけたときには、どんな残酷な行為を見えなくさせ、いまだ多くの人に終わることのない苦しみを与え続けているのです。光田氏もまた、正義の名を自分にかかけたときには、どんな残酷なことあげたい。その正義が、絶対隔離政策などの残酷な行為を見えなくさせ、いまだ多くの人に終わることの

正義の名を自分にかかけたときには、どんなん残酷なことでもするのです。問題は、それに気付かないことです。現に今、誰かを深く傷つけているかもしれません。だからこそ、絶えずハンセン病問題に学んでいかなければなりません。

（「ハンセン懇」広報部会 稲葉亮道）

真宗大谷派ハンセン病問題に関する懇談会 ネットワークニュース



真宗大谷派ハンセン病問題に関する懇談会  
ネットワークニュース『願いから動きへ』45号

発行日●2016年11月10日

発行人●木越 渉

発行●真宗大谷派解放運動推進本部

〒600-8164

京都市下京区上柳町199番地  
真宗教化センター しんらん交流館

TEL : 075・371・9247

FAX : 075・371・9224

E-mail :  
kaiho@higashihonganji.or.jp